

## 藤島地域義務教育学校設立準備委員会（第3回会議） 会議要旨

### 1 会議の開催概要

- 日 時 令和8年1月22日（木）午後6時30分～午後8時5分
- 場 所 藤島地区地域活動センター 大ホール
- 出席委員 15名  
齋藤昭彦委員、沓澤実委員、高橋俊一委員、石川秀委員、近藤直志委員、  
沓澤誠委員、伊藤健治委員、五十嵐章雄委員、菅原篤委員、小野寺一貴委員、  
齋藤真如委員、高橋恵委員（代理）、佐藤一志委員、百瀬裕慶委員、齋藤正委員
- 市出席者 <教育委員会>  
教育長 成澤和則、教育部長 白幡有、管理課長 石川聰、学校教育課長 秋山尚志、  
管理課主幹 伊藤智康、学校教育課指導主幹 落合正幸、管理課庶務係長 長瀬陽彦、  
管理課施設係専門員 伊藤健、管理課庶務係主事 佐藤歎一  
<藤島庁舎>  
支所長 白井覚、総務企画課長 齋藤優、市民福祉課長 工藤礼子、  
総務企画課副主幹 成田譲  
<健康福祉部>  
子育て推進課長 成沢真紀
- 傍聴者 5名
- 会議次第 1 開会  
2 挨拶  
3 報告  
（1）藤島地域義務教育学校の開校時期について  
4 協議  
（1）藤島地域義務教育学校整備基本構想（案）について  
5 その他  
6 閉会

## 2 会議の結果概要

- 藤島地域義務教育学校設立準備委員会の開校時期を令和11年4月1日と決定したについて事務局（教育委員会）から報告した。
- 整備基本構想（案）について、事務局（教育委員会）から説明した。
- 義務教育学校及び周辺諸施設のあり方について、事務局（藤島庁舎）から説明した。
- 藤島地域義務教育学校整備基本構想の今後の検討スケジュール、次年度以降の検討体制について、事務局（教育委員会）から説明した。

## ■次第3 報告

事務局から資料1を基に説明した。

質問等無く、次第4に移る。

## ■次第4 協議

事務局から資料2－1を基に説明した。

(委員長) ただいまの説明について、整備基本構想（案）全体に関すること、施設整備にあたり重視すべき点に関することなど、委員から意見をいただきたい。

はじめに、委員Aから、意見、質問等発言いただけないか。

(委員A) まず質問する。資料中「施設整備の基本的な考え方」の「3 安全・安心で快適な学校づくり」に関して、「適切な空調・換気環境」とあるが、この部分は、熱中症対策として体育館に冷房を整備することも含めて記載しているのか。

また、「4 地域とともにある学校」の中に「避難所機能を確保」と挙げていることに関して、避難所に指定されている学校では、避難所用備品が空き教室等に分散して保管されていて、一般の避難者にとってはどこに何があるかわからないような現状にある。この部分は、備品の保管スペースの確保なども含めて記載しているのか。

基本構想の段階では具体的なことを記載していないのだとは思うが、基本構想に明記していないことが後に基本設計・実施設計の段階で制約になってしまわないかを心配している。現段階で詳記していないことであっても、基本設計・実施設計の段階で改めて意見が上がれば盛り込めるのであれば結構である。

(管理課主幹) 基本構想では基本的な考え方を示しているものであり、ただいまのご質問のことについては基本計画・基本設計の中で考えていくこととなる。

現在、鶴岡市の学校で体育館に冷暖房を設置している学校は無い。熱中症対策としては、各中学校にスポットクーラーを配備している。そのことも念頭に、来年度以降具体的なことを検討していくことになる。

避難所備品置き場については、新しい朝暁第五小学校にも保管スペースを確保している。どの程度のスペースが必要になるかも含めて次年度以降詰めていくこととなる。

(委員A) 基本構想に載っていないことでも基本設計の段階で含めていけるということで了解した。

続いて意見である。3の「安全・安心で快適な学校づくり」に関連して、これまでの協議の経過で、「小学校低学年の児童と体格の大きい中学生が同じ学校に入ることで、遊びや運動の面で事故が起きないか」という懸念が保護者の方から聞かれている。安全に遊びや運動ができるスペースの確保という点を入れていく必要があるのではないか。具体的には、体育館を二つ整備するとか、野球とサッカーをしていても交錯しないような広い屋外運動場を整備するとか、そういった工夫が新庄市の明倫学園ではなされていた。

もう一点、校舎の造りを内装から外壁まですべてコンクリートとしては、冷たく感じられ、

子どもたちの心の安定が図れない。木のぬくもりが感じられる校舎とすることも入れてもらえるとありがたい。

(委員長) 来年度以降の基本計画等で検討していくことになろうかと思う。難しい調整を要する事項もあるうかと思うが、将来のことも見据えて進めていただくようにお願いする。

(委員長) 現在の学校周辺一帯のエリアの中に学校が建つことになっているが、限られた敷地の中に建つのだと思うし、近くに体育館等もある。そのようなことも踏まえて基本構想を作るのはか。

(藤島庁舎支所長) 義務教育学校の基本構想を作るにあたり、当然、周辺施設の環境についても議論してきている。このことに関しては後ほども説明申し上げるが、中心的な施設としては義務教育学校となる。今後基本計画・基本設計を進める際には、周辺の環境にも配慮しながら、十分に考え方を整理し反映しながら計画が作られていくものと考えている。

(委員長) 学校と地域の関係のことで、委員Bから意見無いか。

(委員B) 学校周辺には体育館、芝生広場などが置かれ、これ以上快適な空間は無いとかねてから考えていた。将来、他に誇れるエリアの構築がなされるものと期待している。学校周辺ではグラウンドゴルフなど様々な活動が行われている。学校の授業の中で地域住民と交流を持つとか、地域住民が一緒になって子どもたちの成長の手助けをしていくとか、多世代間の交流の場が検討できるのではないかと期待している。

基本的な考え方の8に「放課後児童クラブを校舎と一体的に計画し、子育て支援を強化」とある。このような整備計画があると、学童を既存施設で運営する上でも様々な手を打つことができるし、保護者の皆さんの交流も働きやすくなると感じている。具体的な整備方法はこれから検討になると思うが、学童と一体の整備をぜひ進めてもらいたい。

(委員長) 将来的には教育活動の内容についても移り変わっていくものと思う。このことに関し、委員Cから、何かないか。

(委員C) 教育内容についてはイメージできていないので発言しかねるが、学校の建物に関して、先ほど委員Aが発言した「木のぬくもりが感じられるようにしてほしい」という意見については、自分もよいと思う。

(委員長) I C Tや多様な学びに対応するという視点で、委員Dから何か無いか。

(委員D) 事務局から説明にあったが、新しい学習のあり方にも対応できるような環境を整えてもらえるとありがたい。委員Aの発言にあったぬくもりの感じられる校舎という視点も含めて、入りたくなる学校、他の地域から移住してまで来たいと思われるような学校にてもらいたいと期待する。

(委員長) 異学年交流と多様な連携を促す空間構成の点に関して、委員Eから何か無いか。

(委員E) 現在の校舎でも異学年交流は大切にしているし、義務教育学校となればますます大事になってくる。それが実現できるような場があらかじめ設定されているのであれば十分に活用したい。例えば、複数の学年が集まって発表や話し合いなどの活動をフレキシブルにできるような空間があらかじめあるとすれば、使い勝手はいいと思う。基本構想案に記載のある「自然に交わる動線と交流空間の配置」ということに尽きるので、基本的な考え方としては賛成している。

(委員長) 9年一貫の学びを支える学習環境という点に関して、委員Fから何か無いか。

(委員F) 9年間の中で子どもたちを育てるということについて、学校の教員だけでなく、子どもたち、地域の方とも同じ考え方を共有し、「みんなで学校と一緒に作っていく」という気持ちを作ることが大事である。基本的には、基本構想案に示す考え方でよいと考える。

(委員長) 学童機能の一体整備について、委員Gから何か無いか。

(委員G) 基本的な考え方の2に「異学年交流」という言葉があったが、今の放課後児童クラブの中でも上級生と下級生の交流がうまくできている。学童機能の一体整備にあたってしっかりとした敷地、空間を確保し、施設を充実させることで、上級生と下級生が一緒に遊び、学び、成長していくける空間ができると思う。

(委員長) 学校と社会教育の連携に関して、現在も農業体験など様々な取組みがされている。この点について委員Hから何か無いか。

(委員H) 基本的な考え方の4に「地域住民との交流スペース」とある。新庄市の明倫学園にも交流スペースが設けられている。このような交流スペースをどう活用するかはこれから考えていくことと思う。現在も学社連携事業を行っているが、学校と社会教育が一緒になって活動できるような工夫、例えば、委員長が言った畠のスペースなども考慮していく必要があると考える。

(委員長) 他に意見あるか。

(委員G) 基本的な考え方の3に関連して、委員Aが体育館の冷房設備について言及された。今後一層猛暑が激化していく中で、子どもたちの健康面を考えると冷房が必要になると考える。学校はこれから長く使っていく施設であり、後から付けるよりは当初から整備する方がよいと思う。基本構想の段階で書くことではないかも知れないが、ぜひお願いしたい。

基本的な考え方の4について、社会開放にもある程度配慮した形の施設整備をお願いしたい。現在も地域の運動会やスポーツ活動等で学校を使っているが、グラウンドや体育館が小

さくなつて、活動ができなくなつたり使い勝手が悪くなつたりしないようにしてほしい。学校と地域は別々ではなく、合わせてコミュニティを形作っていると思うので、お願ひしたい。

基本的な考え方の7に「将来の児童生徒数の増減や教育活動の変化に対応できる」とある。おそらく児童生徒数が減ることを想定した記載だと思うが、初めから減ることだけを前提にして小さく作るような考え方は避けてもらいたい。新たな学校に魅力を感じて移り住む家庭もあると思う。他の町でも子育て支援施策に力を入れている。藤島地域にもそのような施策をお願いしたい。

(委員A) 校舎建設予定地の比較検討に関する資料のうち、定性的評価の各項目に隣接配置や連携のしやすさに関する記述がある。この点は、地域活動センター以外に具体的にどの施設を想定して評価したのか。特に、1番目の項目に「周辺施設（学童等）」とあるが、学童は校舎と一体的に整備との説明があった。一体的に整備するのであれば建設地がどちらのグラウンドであっても連携のしやすさは変わらないように受け取れる。

(管理課長) 現状としては地域活動センターの隣接性を想定した評価となっている。

## ■次第5 その他

(教育部長) 藤島地域義務教育学校及び周辺諸施設のあり方について、事務局から説明する。

(藤島庁舎総務企画課長) 資料3に基づき説明。

関連して、藤島児童館の指定管理者の代表である委員Hから事前に委員長に意見提出があり、今回の会議で資料配布されたいとのことであったため、ただいま配布した。この意見は事務局として受け止め、今後の整備の参考とさせていただく。内容についてこの場で議論いただくことは想定していないが、委員Hから説明などあれば発言をお願いする。なお、委員提出資料にある「児童館で運営してきた支援センターは、活動センターに置く。」という記載については、決定していないことであるので、あらかじめ訂正をお願いしたい。

(委員H) 1月13日に、児童館は廃止すること、放課後児童クラブ機能は学校と一体整備することなどについて藤島庁舎から説明を受けた。学校と一緒に整備される放課後児童クラブに関しては、特に先生方の働き方改革の観点もあり、施設に関して現場としての意見を挙げさせてもらった。

学校法人いなば学園では子育て支援センターも運営している。利用者は少なくなってきたが、三川町のテオトルや庄内町の支援センターといった施設が車で10分ほどのところにある中で、子どもを持つ保護者の方々が、今の藤島の支援センターと比べてどちらに行きたくなるだろうか。委員Gが言ったように、藤島地域に人を増やすような工夫が必要だ。児童館は継続し、常設の子育て支援センターも整備することが望ましいと考える。ただし、児童館という形態にはこだわらない。子育て支援センターにしたほうが国からの補助割合が大きいと聞く。三川町のテオトルや庄内町の子育て支援センターのような遊び場のある子育て支援センターを藤島に、さらには旧町村各地域に整備することが市の責務だと考える。

整備基本構想案についても意見を述べたい。令和11年度時点で1学級の学年が生じる見込みになっている。これまで、人間関係のリセットができるようにという観点で、1学年2学級体制を維持してほしいと常々意見を言ってきた。現状として35人を1学級として計算しているのだと思うが、今後国が30人学級制を探ることで当該学年も2学級になるかもしれません、その可能性も考慮してもらいたい。私としては市の単費を用いてでも1学年2学級体制とすることを確約してほしい。

(教育部長) いただいた意見は市長部局とも相談の上検討させていただく。

次に、今後の検討スケジュールと次年度以降の検討体制について事務局から説明する。

(管理課長) 今後の検討スケジュールについて、資料4に基づき説明。

次年度以降の検討体制について、令和11年度の開校に向けてより具体的な検討が必要となることから、本委員会は今回の会議をもって協議を終了し、次年度、新たに「藤島地域義務教育学校開校準備委員会」を立ち上げる予定である。開校準備委員会では、校名、校歌、地域事業の調整、学校経営、教育課程、学校行事、PTA組織に関することなどの詳細な内容について、自治振興会長、教職員、保護者代表の方を中心に協議を行っていく。該当する方におかれではご協力願う。

(教育部長) ただいまのことについて質問などあるか。

(委員B) 今回で最後となるので発言したい。当町内会に最近引っ越して新居を建てた方に理由を聞いてみたところ、「学校が新しくできると聞き、それを見越して引っ越した」とのことだった。地域の期待は大きいと感じる。この度の基本構想では、教育のみならず、危機管理に即した避難所の開設、放課後児童クラブや子育て支援センターといった福祉事業のあり方とともに、一体的に検討されている。幸いにも、学校周辺には良い条件がそろっている。人が集まる環境、子育てしやすい環境に変わっていくよう、基本構想に対する意見集約をお願いしたい。

(委員D) ゾーニングについて、「民間活用ゾーン」がどのような民間活用を指しているのかイメージできないが、賑わいを生み出すという点では民間活用ゾーンと地域活性化ゾーンが近いほうがよいのではないかと直感的に感じた。

(委員A) 資料2-2については特に説明無かったが、基本構想案本文に対する意見である。

III-6 教育課程の基本的な考え方について、令和11年度から3年間は6-3制を原案とする旨の記載がある。前回会議の協議の中で、校舎が別なので4-3-2制は難しいのではないかという話があった。確かに難しいとは思うが、4-3-2制を最終的に目指すのであれば、6-3制を原案とするのではなく、4-3-2制を試行しながら、あるいは目指しながら教育課程を編成することとして進める方がよいのではないか。先生方の意識として、「6-3制を原案とする」としたらそこに安住してしまわないかという懸念を感じた。「6-3制を原案」ではなく「4-3-2制を試行」とするなど文言を考えてもらいたい。

III-7 義務教育学校設置により実現を目指すことについて、期待される効果をそのまま書いているような文言が見受けられる。「できるようになる」とことと「実現する」ことは別である。「する」、「目指す」という表現で書くべきだ。特に幼保小連携の推進の部分は何を言おうとしているのか理解できなかった。「小学校が一つにまとまることにより」とはどういうことか。架け橋期のカリキュラムのねらいについては既に示されているので、このようなことを実現していくという書き方とするほうがよいと考える。委員Hとしてはどうか。

(委員H) 架け橋期のカリキュラムについては、小学校から提案があり、幼稚園側で作成の最中である。いわゆる「小1プロブレム」による子どもたちの負担が少しでも小さくなるように、これまでも試行錯誤してきた。文部科学省が示す幼稚園、小学校の各教育要領は連携を意識した内容となっているので、本来は要領どおりにやれば義務教育学校でなくとも幼保小連携が図られる仕組みになっている。表現としては委員Aが言われたとおりでよいと思う。ただ、実際の取組みとしては、これまでも幼保小連携を重視して取り組んできているので、その点の心配は無用である。